

令和7年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年11月26日(水) 午前9時30分～11時20分

開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 防災センター会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薊 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (5番 古賀 久美子 委員 ・ 6番 久木山 純広 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法について

日程第2 報告議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について

日程第3 報告議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)について

日程第4 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第6 議案第57号 非農地証明願(3件)について

日程第7 議案第58号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第8 議案第59号 耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和7年第11回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることをご報告いたします。

議長 それでは、会次第に従いまして進行してまいりたいと思います。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、5番 古賀久美子 委員と、6番 久木山純広 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法2件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は2件2筆2,329㎡です。いずれも後程25ページからの促進計画案の4番と18番で、農地

中間管理事業を活用して契約を行うための解約です。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。何かご質疑はございますか。

池田一成委員 はい。

議長 どうぞ。

池田一成委員 7番池田です。解約のところはよくわかるんですけど、中間管理事業の方に移すということですよ、これは、解約して。借人と貸人が一緒ですよ。これ今後どういう風に進めていくかというところを整理しないと、この人は所有者と管理者が一緒に、実際そういうのが沢山存在するんですよ。そこを整理する方法が無いのに虫食いでやっていいのかな、というところが懸念されます。まだ方向性が出ていないような気がするんですよ、方針が。私はまだ入ったばかりですから、まだわからないところもありますけど、結構存在するような気がするものですから。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい。

棚町主査 借人と貸人が同じ方ではいけないというお考えですか。

池田一成委員 いけないというか、中間管理事業に登録するということは、あくまでも中間管理事業自体の趣旨からした場合に、当てはまるのかなというところが前提にちょっとあるような気がするんですよ。いけないということじゃなくてですよ。

棚町主査 中間管理事業では問題はないので、こういった契約は沢山存在するところで、地域の方で農地を集約して、集積協力金をもらうという意味では、自分から自分への契約は必ず発生してくるものですから、それを皆様に促進をしていただいているところですが。

池田一成委員 入口のところで、中間管理事業の目的としては、やはり貸人は安心して貸付けするということと、借人は機構から借りて安定的に生産していくというところが入口だと思うんですけど、それが所有者と使用者と一緒に、まだそういうのが沢山存在するんだけど、本当にいい

のかなというところをちょっと私思ったものですから。

木場委員 この問題は、去年の前田会長の時にも出てきて、それこそ前は協力金の問題があって、最初の時は、これから先、もう 10 年が過ぎてこれが出てきた時には、新たに本人が本人から借りるという手続きはしなくてもいいんじゃないかなという話が出たんじゃなかったですけ。

棚町主査 よろしいですか。今回のこの羽島の地域に関しては、今まで集積協力金をもらっている地域ではなくて、今回初めて集積協力金の関係で契約をする所なので、こういった契約が沢山出てきているところです。

池田一成委員 お金の話しじゃなくて、基本的にこの制度自体の話しだと思うんですけどね、すみません。

議長 制度を私もはっきり言って詳しく理解していないところもあるんですが、中間管理機構はこういう申請を受け付けているわけですよ。

棚町主査 はい。

議長 ということは、農地中間管理機構としては何も問題はないということですね。

木場委員 ないですね。

池田一成委員 ないけど。

久木山委員 地域計画でも、そこにグループがあって、そこに私が入っていて、会長も入っていて、結局自分の所を借りるわけだから、何も問題はないと思うんですよ。法人も一緒ですよ。

議長 中間管理機構というものが設立された経緯はよくわかりませんが、その設立当時のこととか色々あろうかとは思いますが、現時点では何も問題は無いからこういう風な申請があるんですよ。

久木山委員 貸人、借人を変えたらおかしくなってきますよ。

池田一成委員 いいえ、そういう意味じゃなくて。

議長 それを本来受け付けるかどうかという問題ですよね。

池田一成委員 問題ない、機構の仕組み上は過去にもあるけど、今後も含めて、自分の田んぼを自分で耕作するのに中間管理機構に預ける仕組みを委員会としては続けていくのか、どうなのかなとちょっと考えたものですか。

議長 そこは、中間管理機構として農地を管理するという感覚であれば、同一であつても登録していただいていた方が、し易いのではないかなと個人的な思いもあるんですが。

池田一成委員 すみません、ちょっと疑問に感じたものですから。否定するものじゃないんですよ。

議長 私も調べさせてもらいたいと思います。他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第1報告議案第14号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法2件については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということなので、日程第1報告議案第14号については報告のとおり決定することとします。

次に日程第2報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法4件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 2ページをご覧ください。日程第2報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は4件9筆 11,067 m²です。1番は後程28ページの促進計画案の30番で、農地中間管理事業を活用して契約を行うための解約です。2～4番は、経営面積縮小のための解約です。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、これより、質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第2報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法4件については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第15号については報告のとおり決定することとします。

次に日程第3報告議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第3報告議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件についてであります。3ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。「令和7年9月26日付け、指令い申農委第5-10号」の取り消しについての申請であります。申請人は鹿児島市に居住しており、9月5日一般住宅建築のため申請書を提出し、9月26日許可を得ましたが、申請人単独名義から同居人と共有で取得することに変更になったため、今般取り消し願いを申請しようとするものであります。また、今回5条の再申請も提出されております。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3報告議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3報告議案第16号については、報告のとおり取り消しすることにいたします。

次に日程第4議案第55号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件でありますので、2件終了後質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第4議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅の隣の農地です。現在は耕作されていませんが、譲受人が家族と一緒に野菜を栽培するそうです。調査は【正】を久木山委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

6番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、11月21日午後4時より上迫田委員、行政書士と3名で所有権移転の調査を実施いたしました。申請地については、5、6ページを参照してください。今回の申請は、譲受人が譲渡人より贈与で土地を購入し、自家野菜の栽培をするとのこと。自宅からの距離は、購入する土地の隣で、農用地区域外農地であります。農機具保有は、トラクター、管理機、草払機等保有されていて、子供たちも休日には手伝うとのこと。私たちが調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次に、No.2についての事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。譲受人は今までも、相対で今回の申請地を耕作しています。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

9番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、11月21日午後1時30分より譲受人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は7、8ページになります。農地区分は農用地区域内農地です。申請地取得後の営農計画は、現在も譲受人が耕作中の稲作栽培です。労働力は一人で農繁期時は子供が加勢し、農機具はトラクター、刈払機、田植機等所有されています。通作距離は自宅から約7km程です。特に問題ないと思われますが皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。No.1 について何かご質疑ございませんか。

西委員 はい。

議長 どうぞ。

西委員 議案にはNo.1 は贈与となっていますけど。

久木山委員 はい、贈与です。

西委員 贈与ですね、購入って言われましたので。

久木山委員 贈与です。贈与で土地をもらう訳だから。

西委員 贈与ということですね。

議長 よろしいですか。

西委員 はい。

議長 他にないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.2 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第4 議案第 55 号農地法第3 条第 1 項の規定による許可申請 2 件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 日程第4 議案第 55 号については、申請のとおり許可することとします。

次に、日程第5 議案第 56 号農地法第5 条第1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5 件であります。5 件終

了後質疑に入りたいと思います。では、No.1 について事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件についてであります。9ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は鹿児島市の住宅メーカーで、申請地を買い受けて建売住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を池田善之委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員

10番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について説明いたします。11月24日午後3時より代理人の行政書士立会のもと、木場委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第3種農地で、第1種低層住居専用地域です。位置図は9、10ページを参照してください。転用の目的は、譲受人である建設会社が建売住宅を建築するためです。譲受人による被害防除計画書、事業計画書、残高証明書など第5条の申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東、北、西側が宅地、南側が道路です。造成計画は現状のまま利用し、玄関や駐車場などは南道路側に設置して土留め工事を施し、隣接地との境界にはブロック積みを行い、建物の高さは10m程度だそうです。申請許可が下り次第着工し、完成は6月頃を予定しているそうです。用水は公共上水道、雨水は水路放流、汚水などの生活雑排水は合併浄化槽で処理し、南側道路側溝に放流するそうです。以上のことから問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

原田主査

No.2についてご説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。また、申請は夫婦2名での申請で、持分は夫が2/3、妻が1/3となっております。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

5番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、11月25日（火）午前10時より申請人代理人の行政書士立会のもと、川畑委員と調査をましたので報告いたします。資料の11～12ページをご覧ください。申請地は第3種農地第1種住居地域内にある農地で、転用目的は借家住まいで手狭なため、実家に近い申請地に住居を建築したい。被害防除計画書の造成計画は現状のまま利用する。それに伴う被害防除策としてブロックにて擁壁を設け、土や雨水などが隣接農地に流失しないように措置する。そして、周辺の農地日照、通風等支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として、建物の高さを5.2m程度に加減する。建物を平屋建てにし、隣接農地から1.5mほど離して建築し、周辺農地への日照、通風等に特別な影響を及ぼさないように措置する。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に流す。付近の状況ですが、東と南側は道路、北側は宅地、西は田で雑種地です。資金調達計画は融資で、計画は8年2月～8月までとなっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類など添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.3について事務局の説明をお願いします。

原田主査

No.3についてご説明いたします。13ページをお開きください。借人は現在借家住まいで手狭であるため、妻所有の申請地を使用貸借により住宅を建築したいための申請であります。申請地は令和7年6月27日に農用地区域から除外されております。第2種農地で、その他の農地であります。代替地として3筆検討しましたが、折り合いがつかず、他に適当な土地が見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を池田一成委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

池田一成委員

7番池田です。調査報告いたします。11月20日午後4時50分より樋ノ口委員と私で現地調査をしました。申請人、所在地、目的等についてはただ今あったとおりでございますが、申請地は先に現地研修で巡回した先でございます、皆様方もご承知の所だと思います。申請地内に一部果樹が植えてありましたが、面積からみますと効率的な

農業を営む農地に適しないと判断しました。また、目的の確実性は、施工業者と銀行融資が内定している状況でありますから、問題はないと判断しました。位置、配水、近隣への営農、環境への影響は問題がないことを確認しました。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。次にNo.4について事務局の説明をお願いします。

原田主査

No.4についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は霧島市の住宅メーカーで、申請地及び隣接する〇〇番、宅地 27.38 m²を買い受けて、一体利用により建売住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

木場委員

3番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について報告します。調査は11月21日午前9時より譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は15、16 ページを参照してください。建売住宅を建築するためです。第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。許可が出次第着工します。雨水排水は自然流下です。汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽に排水する。位置図は南は宅地、北は宅地、東は宅地、西は道路です。5条申請に必要な書類は全て添付されています。周囲には耕作している農地はありません。私たちが調査した結果は特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。次にNo.5について事務局の説明をお願いします。

原田主査

17 ページをお開きください。No.5についてご説明いたします。こちらは、前議案の取り消しをした土地になります。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地及び隣接する〇〇番、宅地 129.88 m²と〇〇番、宅地 11.62 m²を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。また、申請は同居する2名での申請で、持分が〇〇氏 3/5、〇〇氏 2/5 となっております。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を上迫田委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします

議長 現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員 8番上迫田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5について、11月21日午後4時40分より、久木山委員、行政書士3名で農地転用実態調査を実施いたしました。申請地については17、18ページを参照してください。申請地は第3種農地で第1種住居地域であります。転用の目的は、現在借家住まいであるが手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのこと。転用による付近の土地は、東側宅地、西側公衆用道路、南側住宅、北側公衆用道路です。被害防除計画書は、出入口駐車場は北側に、境界は現在のまま、建築期間は令和8年1月から6月を予定しているとのこと。用排水計画は公共上水道、雨水は水路放流、汚水生活排水は合併浄化槽であり、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、まずNo.1から何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないですか。次にNo.2について、何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようです。次にNo.3について、何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようです。次にNo.4について、何かご質疑ございますか。

池田一成委員 はい、いいですか。

議長 はい。

池田一成委員 7番池田です。ちょっと私もまだ知識不足で、教えていただきたいこともあるんですけど、この地図を見た場合に、元々農地を宅地に変えたということですね。そうした場合にはもう造成をしてありますよね。おまけに「売地」としてもう表示してありますよね。それがいいのかどうかとちょっとこの前から思っていて、この5番もなんですけ

ど、まだ許可する前に売地として表示していることが、いいのかなと。

木場委員 行政書士さんがですね、この売地の看板をどかしてないねと言われたんですよ。

池田一成委員 次のやつもだから、どっかそこらへん、委員会として農地を転用するに当たって事前着工してあったり、こういう売る段取りをしてあることに対してどうなのかなと今ちょっと思ったところでした。

木場委員 行政書士さんが売地の看板がいつまでも立っていると思ったと、逆に言われました。

久木山委員 これは、麓でしょう。都市計画に入っているから全部造成して家を建てるようになってから、仕方がないですこれは。するんだったら最初で都市建設課に言わないと。我々の判断はできないです、それ以上。

池田一成委員 それはいいんですけど、売地という表示のところが。

久木山委員 何も問題じゃないです。

池田一成委員 問題じゃないんですか。

川畑委員 いいですか、前々からこれは問題になっているんです。碎石を入れてあるとか、住宅地向けの土地であって、何ら問題はないと。でも地主さんが畑にしたいと言う所は黒土を入れてあります。そういうことで、今まで了解しているところです。

議長 他に何かないですか。

木場委員 さっき、私達が調査をした所が、行政書士さんがこの前見に来た時には、草山だったそうです。調査をする段階では草は刈ってありましたが、砂利を敷いて畑となっている所は違反転用じゃないのかなと思いつつながら。最初のNo.1 ここがですね、〇〇の所が田となっているんだけど、砂利が入ってここも多分何かの倉庫が建っています。砂利を敷いてこの状態が畑と出てきているんだけど、ここはもう都市計画区域内に入っているんで、これでいいのかなと思いつつながら調査をしたところでした。

久木山委員

これ、去年の 11 月に全部都市建設課が調査をして、畑と区分けしたんだけど、実際言ってこれを田んぼにしてくれと言ったって、どうしようもない訳だから、全部一緒に埋立てをしてきている訳で、都市計画の拠点だから、これをどうのこうのと言われてもどうしようもないと思います。だから、川畑委員が言われるように、砂利を入れてある。前には砂利が道路に流れてくるので、流れないように工事をお願いしたんですけど、これ以上は何もできないと思うんです、農業委員では。これを田んぼにきなさいとなったら、どこから水を取るのかな。

木場委員

田んぼにはできないことなんだけど。

久木山委員

だから、去年の 11 月で麓は全部調査しましたが、その中で畑は畑、田は田で全部チェックしてあります。あと、今まで宅地にした所は、家が建っていなくても宅地に残っております。もう前に許可は取ってあるわけですから、間違いはないと思うんです。これをどうのこうの言ったって、どうしようもないと思うんです。これ、東塩田もなですよ。

木場委員

市来の方の都市計画区域内も砂利を敷いてあつたりとかする所を、どんな風に判断すればいいのかなと思ったりします。そこはもう統一すれば。

議長

いいや、申し訳ないです、私どもも一週間前の事前検討会で、僕も知識不足だったので、こういうのはどうなのかと、事務局を含めて話しをしました。その中で出たのは、久木山委員からあつたように、もう都市計画で最初こういう風になっていて、その時点で実はもう農地から雑種地なり宅地に、都市計画を含めて変更していただいていたら、こういった場に出る必要もなかったんだけど、その場で農地から変更がされていないので、結果こういう事前着工みたいな、違反転用みたいな目で見られるような状況で出てきているということです。これは久木山委員が言われた通りであって、この場で我々がどうのこうの言える状況ではないと。

藤園推進委員

そうです。推進委員から申し訳ないですが、都市計画法により、宅地を目的に、土地区画整理事業として国の補助をもらって整備した所です。従いまして、基本全ての造成地は宅地が目的であって、先程川畑委員が言われたように、畑に希望する人は、畑の表土を入れて、都市計画法で個人の地目を直すことはできない、個人がしないといけないということです。全く久木山委員の言う通りです。

久木山委員 だから、麓の畑の所は梅とか植えてあります、調査をしてわかっていますので。現状で行くしかないと思いますので、そこはご理解していただきたいと思います。

議長 統一した考え方で、今後こういう申請が出てきた場合ですね。

池田一成委員 わかりました、いい勉強になりました。ただ一つ疑問に思うのが、現地調査する意味ないですよ。

木場委員 そうなんですよ。

池田一成委員 だから今話があったように、都市計画法でそういう形でされた土地であるということを前提にすれば、もう現地確認をしないで報告だけでもいいということですよ。

久木山委員 元が農地だから、畑と田は絶対変えられないから、これを5条申請に変える訳だから、3条、4条、5条しか農地法はない訳だから、3条が5条になるという法律ですから、それは農地法で決まっている訳だから、それはちゃんとした法律に基づいた形でやらないとですね。

池田一成委員 農地法で転用の所については、先程都市計画法で前もって宅地なりそういう形にするという前提でしているのであれば、だめですよということとはできないわけですよ、言い方によっては。違うんですか。

議長 それも含めてでしょうけど、当然周辺への影響とかが無いのかということも含めて現地調査はやはりしていただかなければならないということです。

池田一成委員 周辺への影響は、都市建設課の所管になるのかなと、私ちょっと感じたものですから、まあ、ちょっと思ったことを言っただけです。わかりました。

川畑委員 地目が畑で残っているから、農業委員としては調査をしなければいけないというのが建前じゃないですか。

池田一成委員 はい。

議長 次にNo.5について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第5議案第56号については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第6議案第57号非農地証明願3件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第6議案第57号非農地証明願3件についてであります。19ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、願出人の父母が亡くなって耕作なくなり、農地法の手続きを知らず26年前に埋め立ててしまい、現在まで車の通路として利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしくご願いいいたします。

議長 何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようです。No.2について説明をお願いします。

原田主査 No.2についてご説明いたします。21ページをお開きください。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった祖父が農地法の手続きを知らず20年以上前に砂利を敷いてしまい、現在まで資材置場等として利用しております。ご審議方よろしくご願いいいたします。

議長 何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようです。No.3について説明をお願いします。

原田主査 No.3についてご説明いたします。23ページをお開きください。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった夫が農地法の手続きを知らず20年以上前に隣接地の家屋を申請地まで増築しました。その後申請地の建物は令和3年3月に壊し、基礎の

み残しておりますが、現在も宅地の一部として利用しており、顛末書が添付してあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第6議案第57号非農地証明願3件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第6議案第57号については、申請のとおり非農地証明を発行することといたします。

次に日程第7議案第58号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案111件についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 25～37 ページをご覧ください。日程第7議案第58号令和8年2月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。111件、129筆、162,707㎡で、新規39件、継続72件です。よろしくお願いします。

議長 今説明がありましたが、皆様の方からご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第7議案第58号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案111件については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第7議案第58号については、報告のとおり

り決定することとします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に、日程第8議案第59号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第8議案第59号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。38ページをお開きください。令和7年度の利用状況調査で、森林・原野化して農地としての利用が難しいと判断したB判定の土地に対し、農地台帳から外して農地としては取り扱わないとする非農地判断の決定を本日の総会で行っていただきたいと思います。

農地・非農地の判断対象地リストであります。令和4年度より、農振農用地も他の農地と同様に非農地判断しており、表の右から2列目の農用地区域の列での「○印」が農用地となっています。

また、備考欄に「通知済」、「通知無」とありますが、通知済については今回のこの議案で非農地判断をされた後に、非農地通知を送付予定しているものを指します。所有者が亡くなられている場合でも、同じ世帯にご家族がおられる場合、その方に送付しますので、このような場合も「通知済」として挙げてあります。

「通知無」は所有者死亡で、同じ世帯にご家族がいない場合と、農振農用地内で非農地判断された所になります。農振農用地内での非農地については、地目を変更され、様々な転用を防ぐ為に通知をしない所であります。

38ページから45ページまでで合計で252名349筆、面積269,678㎡となっていて、通知ができる方が121人の177筆147,377㎡、できない方が131人の172筆122,301㎡。うち農用地のため通知しない方は59人で、90筆72,096㎡となっております。

通知後、非農地ではない等の申し出があった場合、担当の農業委員の方に再度現地調査に行ってもらえるケースもありますので、その際は宜しくお願いします。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第8議案第59号耕作放棄地に係る非農地判断については、報告のとおり非農地判断することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第8議案第59号については、報告のとおり非農地とすることとします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

•

•
